

(別紙2)

予防法の定め

5 1 あらゆる視界の状態における船舶の航法

(1) 衝突のおそれ

船舶は、接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化が認められない場合は、これと衝突するおそれがあると判断しなければならず、また、接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化が認められる場合においても、大型船舶若しくはえい航作業に従事している船舶に接近し、又は近距離で他の船舶に接近するときは、これと衝突するおそれがあり得ることを考慮しなければならない(7条4項)。

2 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法

(1) 追越し船

15 ア 追越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けなければならない(13条1項)。

イ 船舶の正横後22度30分を超える後方の位置からその船舶を追い越す船舶は、追越し船とする(同条2項)。

20 ウ 船舶は、自船が追越し船であるかどうかを確かめることができない場合は、追越し船であると判断しなければならない(同条3項)。

(2) 横切り船

2隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船は、当該他の動力船の進路を避けなければならない。この場合において、他の動力船の進路を避けなければならない動力船は、やむを得ない場合を除き、当該他の動力船の船首方向を横切っては

ならない（15条1項）。

(3) 避航船

この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶（以下「避航船」という。）は、当該他の船舶から十分に遠ざかるため、できる限り早期に、かつ、大幅に動作をとらなければならない（16条）。

(4) 保持船

ア この法律の規定により2隻の船舶のうち1隻の船舶が他の船舶の進路を避けなければならない場合は、当該他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない（17条1項）。

イ 上記アの規定により針路及び速力を保たなければならない船舶（以下「保持船」という。）は、避航船がこの法律の規定に基づく適切な動作をとっていないことが明らかになった場合は、上記アの規定にかかわらず、直ちに避航船との衝突を避けるための動作をとることができる。この場合において、これらの船舶について上記(2)の規定の適用があるときは、保持船は、やむを得ない場合を除き、針路を左に転じてはならない（同条2項）。

ウ 保持船は、避航船と間近に接近したため、当該避航船の動作のみでは避航船との衝突を避けることができないと認める場合は、上記アの規定にかかわらず、衝突を避けるための最善の協力動作をとらなければならない（同条3項）。

3 警告信号

互いに他の船舶の視野の内にある船舶が互いに接近する場合において、船舶は、他の船舶の意図若しくは動作を理解することができないとき、又は他の船舶が衝突を避けるために十分な動作をとっていることについて疑いがあるときは、直ちに急速に短音を5回以上鳴らすことにより汽笛信号を行わなければならない（34条5項）。

4 船員の常務

この法律の規定は、船員の常務として必要とされる注意をすることを怠ることによって生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない（39条）。

以上